

令和 2 年

富岡町議会会議録

第 4 回臨時会

5 月 12 日 開会・閉会

富岡町議会

令和2年第4回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 5月12日（火曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
開 会（午前10時00分）	4
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○臨時会招集理由の説明	4
○議案の一括上程	5
○提案理由の説明	5
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	6
○日程の追加	26
○委員会報告	27
○閉会の宣告	27
閉 会（午前11時47分）	27

第 4 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和2年第4回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

令和2年5月12日(火) 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 臨時会招集理由の説明
- 日程第4 議案の一括上程
- 報告第9号 専決処分の報告について
 - 議案第32号 専決処分の報告及びその承認について
 - 議案第33号 専決処分の報告及びその承認について
 - 議案第34号 専決処分の報告及びその承認について
 - 議案第35号 工事請負契約について
 - 議案第36号 工事請負契約について
 - 議案第37号 工事請負契約の変更について
 - 議案第38号 令和2年度富岡町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決
- 報告第9号 専決処分の報告について
 - 議案第32号 専決処分の報告及びその承認について
 - 議案第33号 専決処分の報告及びその承認について
 - 議案第34号 専決処分の報告及びその承認について
 - 議案第35号 工事請負契約について
 - 議案第36号 工事請負契約について
 - 議案第37号 工事請負契約の変更について
 - 議案第38号 令和2年度富岡町一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 臨時会招集理由の説明

- 日程第4 議案の一括上程
報告第 9号 専決処分の報告について
議案第32号 専決処分の報告及びその承認について
議案第33号 専決処分の報告及びその承認について
議案第34号 専決処分の報告及びその承認について
議案第35号 工事請負契約について
議案第36号 工事請負契約について
議案第37号 工事請負契約の変更について
議案第38号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第1号）

日程第5 提案理由の説明

- 日程第6 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決
報告第 9号 専決処分の報告について
議案第32号 専決処分の報告及びその承認について
議案第33号 専決処分の報告及びその承認について
議案第34号 専決処分の報告及びその承認について
議案第35号 工事請負契約について
議案第36号 工事請負契約について
議案第37号 工事請負契約の変更について
議案第38号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第1号）

追加日程第1 委員会報告

○出席議員（10名）

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君

副町長	滝沢一美君
教育長	岩崎秀一君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	志賀智秀君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
参事兼 都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君
参事兼 いわき支所長	三瓶直人君
生涯学習課 主幹兼課長補佐	安倍敬子君
総務課 主幹兼課長補佐	猪狩直恵君
住民課 長補佐兼 住民係長	渡辺浩基君
生活環境課 課長補佐兼 原対策係 生活環境課 原対策係 長	大館衆司君
産業振興課 課長補佐	大森研一君
郡山支所 主任兼総務係長	原田恵美君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事 会務 事務局 局長	小林元一
-----------------------	------

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回富岡町議会臨時会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長（高橋 実君） 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（高橋 実君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋 実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

3番 佐藤 啓 憲 君

4番 渡辺 正道 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（高橋 実君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○臨時会招集理由の説明

○議長（高橋 実君） 次に、日程第3、臨時会招集理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。令和2年第4回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、招集の理由を申し上げます。

本臨時会は、王塚第2団地改修工事に係る専決処分の報告についての1件を報告するとともに、令和元年台風19号等による被災者に対する国民健康保険税等の減免に関する条例外2件の条例の制定及び一部改正に係る専決処分の報告及びその承認についての3件、富岡町地域交流館整備工事外2件の仮契約が調いましたので、工事請負契約について2件、工事請負契約の変更について1件、令和2年度一般会計補正予算（第1号）1件の計8件について提出するものであります。

詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いいたします。

○議案の一括上程

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 提案理由。報告第9号 専決処分の報告について、議案第32号から議案第34号 専決処分の報告及びその承認について、議案第35号及び議案第36号 工事請負契約について、議案第37号 工事請負契約の変更について、議案第38号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

報告第9号 専決処分の報告についての内容については、王塚第2団地改修工事に係る工事請負契約についての一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

議案第32号から議案第34号 専決処分の報告及びその承認についての内容については、令和元年台風19号等による被災者に対する国民健康保険税等の減免に対する条例、富岡町税条例の一部を改正する条例、富岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の3件について、地方自治法179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告及び承認を求めるものであります。

議案第35号及び議案第36号 工事請負契約については富岡町地域交流館整備工事、JR夜ノ森駅東口待合室建築工事の2件、議案第37号 工事請負契約の変更については曲田都市計画街路4号線築造工事（3工区）その2、1件、それぞれ仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財

産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第38号 令和2年度富岡町一般会計補正予算(第1号)は、去る4月20日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の内容を踏まえ、特別定額給付金事業など新型コロナウイルス感染症対策に必要な費用を計上するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋 実君) 次に、日程第6、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第9号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

[総務課主幹兼課長補佐朗読]

○議長(高橋 実君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長(林 紀夫君) 改めまして、おはようございます。報告第9号 専決処分の報告についての内容をご説明申し上げます。

報告いたします。専決第8号 工事請負契約の一部変更につきましては、令和元年7月23日に議決をいただきました王塚第2団地改修工事において工事内容の一部に変更が生じたため、町長の専決処分事項の指定について第4項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

報告第9号別紙専決処分書を御覧ください。工事内容の一部変更により契約金額1億6,016万円を40万7,000円増額し、1億6,056万7,000円と変更したもので、変更の増減率が0.25%、かつ500万円以下であることから、指定事項に基づき専決したものでございます。報告第9号別紙資料で工事内容の変更をご確認いただきます。御覧いただくようお願いいたします。主な工事内容の変更は、改修工事が進捗する中で調整や処置が必要と判明したシロアリ被害対策や基礎の打ち増しなど、また当初計画の機能を確保しつつも工事費の低減を図ることを目的としたキッチン壁面仕上げ材の変更などであり、別紙資料右上表にまとめる事項についてでございます。

以上のとおり、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告をいたします。

○議長(高橋 実君) ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番(渡辺三男君) 今の説明は問題ないと思うのですが、この工事発注になったときに県道沿いのり面ですか、のり面もできればきれいにできればありがたいという申し入れしたと思うのですが、あの辺ちょっとできていないみたいでやっぱり県の取り合いでああいう状況なのですか。

○議長(高橋 実君) 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ご指摘のことにつきましては、契約議決をいただく際にもご質問をいただき、ご意見をいただいたものでありまして、その直後福島県富岡土木事務所にその旨を協議差し上げまして、土木事務所では町の意向に沿うような形で実施するという回答はいただいておりますが、なおまだ実施には至っていないものですから、引き続き確認をお願いをしていくというふうな対応を取っているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。

すばらしく建物は多分仕上がったと思うのですが、新たに入ってくる人たち、なお今の部分もきれいなになれば気分よく入ってこれると思いますので、ぜひ強く要請してください。

終わります。

○議長（高橋 実君） あと、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第9号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、議案第32号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） おはようございます。それでは、議案第32号 専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

令和元年度に発生した台風第19号及び10月25日の豪雨により大きな被害を受けられた方に対し、昨年度においては地方税法の規定及び国の通知に基づき、令和元年10月28日、条例第19号を制定し、町民税、国民健康保険税、介護保険料の減免措置を実施いたしました。このうち国民健康保険税、介護保険料につきましては、国の財政支援対象期間が令和2年9月30日まで延長となったことから、令和2年度においても地方税法の規定及び国の通知に基づき国民健康保険税及び介護保険料について減免措置を実施するため、本条例を制定するものであります。

なお、本条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和2年3月31日付にて専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により、これをご報告申し上げ、ご承認をお願いするものであります。

それでは、議案第32号別紙専決第10号専決処分書を御覧ください。第1条では本条例の趣旨として

台風第19号等により被災された方が納付すべき国民健康保険税及び介護保険料の減免について、現行の税条例の規定によらず、この条例の定めるところによるものと規定しております。

次に、第2条、国民健康保険税の減税及び第3条、介護保険料の減免については、いずれも居住する住宅の損害程度が全壊、または床上浸水、半壊、大規模半壊となられた方について令和2年度の国民健康保険税及び介護保険料のうち令和2年4月分から9月分までに相当する月割り算定額を減免する規定であり、減免の割合は住宅の損害程度により全壊は全部、床上浸水、半壊、大規模半壊は2分の1とするものであります。

次に、第4条、減免の申請、第5条、減免の決定通知、第6条、減免の取消し、第7条、委任については、手続等の要件や関係書類の様式等を規定したものであります。

以上が本条例の説明内容となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） それでは、議案第33号 専決処分の報告及び承認についての内容をご説明いたします。

地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律、政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、富岡町税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和2年3月31日付にて専決

処分をさせていただきましたので、同法同条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものがあります。

今回の改正は、固定資産税における所有者不明の土地等について、登録名義人等が死亡の場合に現所有者に賦課徴収に関し、必要な事項を申告させることを可能とすることや当該固定資産の現使用者を所有者とみなして課税することができる制度の改正、個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除等の見直し、その他の税負担軽減措置等の改正が主な内容となっております。

それでは、富岡町税条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明いたします。議案第33号別紙資料新旧対照表1ページを御覧ください。第24条は、第1項第2号中現行「寡夫」を「ひとり親」に改め、第34の2は条文中現行「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改めるとともに地方税法の改正に合わせて項のずれをそれぞれ修正するものです。

1ページから3ページを御覧ください。第36条の2は地方税法改正に合わせた項ずれの修正、第36条の3の2及び第36条の3の3は、見出し中「扶養親族等申告書」を「等」を削って「扶養親族申告書」に改め、第36条の3の2は第3号を削り、第4号を第3号とし、第36条の3の3は第1項中の「若しくは単身児童扶養者である者」及び第3号を削り、第4号を第3号とするものであります。

3ページから7ページを御覧ください。第48条は項ずれの修正、第54条第2項は「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項は条文をそれぞれ記載のとおり修正し、第5項に新たに使用者を所有者とみなして課税できる規定を追加するものであり、第6項から第8項までは条文中の文言及び項ずれの修正、第61条及び第61条の2もそれぞれ項ずれの修正であります。

7ページから10ページを御覧ください。第74条の3は固定資産の現所有者についての申告に関する規定を新設するものであり、第75条は条文中の文言の修正であります。第94条第2項及び第4項は記載のただし書及び括弧書きをそれぞれ追加するものであります。第96条は、課税免除の適用に当たって必要な手続の簡素化に関し第2項を新設し、第3項の項ずれ及び文言を修正、第131条第6項も項ずれの修正であります。

10ページから23ページを御覧ください。附則第3条の2及び附則第4条は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う改正であります。附則第6条、第7条の3の2、第8条は改元に伴う年号の修正、第10条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条、第15条、第15条の2、第16条、第17条、第17条の2、第22条、第23条はいずれも項ずれ及び年号の修正であります。

24ページから35ページを御覧ください。第19条及び第20条は、項ずれ及び文言等の修正であります。第23条は、第3項の条文中「収益事業」の次に記載の括弧書きを追加し、項ずれを修正するものであります。第31条は項ずれ等の修正、第48条は法人税法において連結納税を廃止し通算法人ごとに申告等を行う改正に伴い、第9項を削除し、項ずれの修正を行うものであります。第50条は、項ずれの修正及び第3項条文中括弧書きの削除、第52条は第4項、第5項、第6項を削除するものであります。

第94条は、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しにより第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改めるものであります。附則第3条の2は、第2項中「及び第4項」を削るものであります。

36ページから46ページの附則については、それぞれ改元に伴う年号等の修正を行うものであります。以上が改正の内容となっております。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。
これより議案第33号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 全員起立であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第34号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。
総務課主幹の朗読を求めます。
総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。
健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第34号 専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

本条例は、福島県後期高齢者医療広域連合において新型コロナウイルスに感染した被保険者に対する傷病手当金の支給に関する条例の改正が行われたことから、本町においても所要の改正をするため、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年4月27日をもって専決処分を行ったものであります。

議案第34号別紙を御覧ください。本改正条例の専決処分書であります。傷病手当金は、被保険者が疾病等により就業できない場合に療養中の生活保障として加入する健康保険の保険者から給付されるものであり、これまで主に被用者保険において適用されている制度でありました。しかしながら、今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国民健康保険や後期高齢者医療制度においても同ウイルスの影響により就業ができなくなった方に対し支給した傷病手当金について財源措置をするという旨

の国より通知が出されたことから、福島県後期高齢者医療広域連合において被保険者に対し傷病手当金を支給できるよう、制度の整備がなされたところでもあります。これに伴い、本町におきましても広域連合の条例改正の趣旨を踏まえた条例改正を行い、専決処分をしたものであります。

それでは、富岡町後期高齢者医療広域連合に関する条例の一部を改正する条例につきまして、資料48ページ、新旧対照表によりご説明いたします。第2条におきまして、広域連合の条例改正に伴い、町が行う事務に（7）の2として「広域連合条例附則第1条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加えるものであります。また、本改正条例の施行日につきましては、附則において公布の日としており、広域連合の改正条例の施行日である令和2年4月27日に公布をしたところでもあります。

以上が本件条例改正の内容であり、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。なお、町国民健康保険条例におきましても傷病手当金の支給に関する条例を改正する予定であり、6月定例会において議案として提出する考えでありますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

説明は以上です。ご承認方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第35号 工事請負契約の締結についての内容をご説明い

たします。

富岡町地域交流館の整備につきましては、議会のご協力の下、一昨年度より検討を進めてまいりましたが、このたび工事請負契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により工事請負契約の締結について議決を賜りたく議案を提出させていただきました。

では、別紙資料3ページ、議案第35号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の締結に係る工事請負契約書の写しでございます。工事の名称は富岡町地域交流館整備工事、工期は着工を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成を令和3年2月26日としております。工事請負代金は消費税を含め4億480万円、請負者は桂建設株式会社、代表取締役社長、渡邊正義です。なお、4ページには本契約の特約条項を、5ページには入札状況調書を添付しております。

次に、7ページ、議案第35号別紙資料2を御覧ください。本工事の概要になります。ページ左側、上中段に記載いたしました、建設場所といたしましては富岡町大字小浜字中央地内、さくらモールとみおか北隣で、敷地面積につきましては2,739.52平米、建物は木造平家建て、延べ床面積870.81平米となります。下段左には、アクティブエリアやはいはいコーナーなど各ブースの面積を載せましたが、昨年度の全員協議会でご了承いただいたものとなります。その右には屋根をカラーガルバリウム鋼板、立てはぜぶきにするなど、主な部分の仕上げ等を挙げております。続いて、ページ右側上段には平面図を掲載しておりますが、こちらにつきましても面積同様前回説明時からの変更はございません。右側中段には工程表を掲載いたしました。約9か月の工事期間を設けており、令和3年2月26日の竣工を予定しております。なお、表では竣工日が2月28日と記載されておりますので、申し訳ございませんが、2月26日に訂正をお願いいたします。記載にはございませんが、開館につきましては3月末を予定しております。関係機関との調整を密にし、安全第一で努めてまいります。右ページ下段につきましては、完成予想図となりますので、御覧ください。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 4億480万円のうち国からの交付金は幾らで、町の手出しは幾らになるかと、あとその維持管理費、年間どれくらいになるか、その辺教えてください。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。

4億480万円のうち2分の1が復興庁の再生加速化交付金を充てる予定でございます。残りにつきましては、県の屋内遊び場整備事業という補助金を充てること、それと一般財源ということになります。

それから、維持管理費につきましては現在検討中ではございますが、年間約3,500万円ほどの支出

があると見込んでございます。そのうち先ほど申しました福島県の屋内遊び場整備事業で3分の2の補助が充てられますので、上限は1,800万円となっておりますが、こちらを活用して事業を運営してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 国が2分の1で、残った2分の1を県からというのだけれども、町は手出しがないのですか、それとも県と町が折半とか、そういうことなのですか。その辺は。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 残りにつきましては、交付税の交付金で充てるということになってございます。町の手出しは今のところ、ない予定でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） その維持管理費も3,500万円ということなのですけれども、その3分の1は県からということで、残ったものが町なのですけれども、町は財政的にどうでしょうか。払っていきえるというか、その予定は、見込みはどのようなものを当てにしていますか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 現段階におきましては、維持管理費については将来に及んでも負担できるだろうと見込んでいるところではございますが、その当面の財源として見込んでいるのが特定廃棄物埋立て処分場に係る地域振興交付金というものでございます。その基金から維持管理費については、充当していこうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 直接この内容のところではないのですけれども、このパースとかこの配置図を見る限りにおいて、ここ道路ではない車が通るところを通らないとこの施設に入れないと思うのですけれども、赤の三角で玄関的に入るところと通用的に入るところがあるのですけれども、この駐車場の台数ですとどうしてもこのさくらモールの駐車場に車を止めたりとかして、ここに親子が来るといことになると思うのですけれども、その辺に対する横断歩道とか、そういうところの整備というのは別にきちっと考えているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ありがとうございます。

こちら全員協議会でもお話しいたしましたが、さくらモールの駐車場をご利用して当館に入場される方が多くなると思います。入退場の際には原則父兄同伴ということを考えておりますので、横断歩道等この前にございますが、そちらで併せて交通ルールの指導等もできればと考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 現状の横断歩道があるというふうな今のお話ですけれども、相当遠回りになりますし、町道の横断歩道を回らなければいけない。そちら側の話をしているのではなくて、こちらのさくらモール全体に関わる場所の中に話をしているのですけれども、例えば交流館とさくらモールの間のところも車は相当通ります。こういうところを考えると、ただルールをとるだけでは危ないので、きちっとした対策を取るべきだと思うのですけれども、その辺に関してはどういうふうにお考えですか。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ありがとうございます。

そちらにつきましても産業振興課と協議をしつつ、安全が確保できるように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありませんか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 先ほど設計でこちらの地域交流館が全員協議会で決められたということもありますけれども、こちらの管理運営というか、そちらに関してはどちらでやられていくのかということをお聞きしたいのですけれども。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ありがとうございます。

管理運営につきましては、町の社会教育施設と同じようにさくらスポーツにお願いしたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 管理運営がさくらスポーツに委託されていくというような予定でいるということですが、この設計に当たって、これから子供たちが使用していく。そして、このスペースとかも見ると生涯スポーツであるとか、そういうところにも活用できるのかなと思うのですけれども、そういった面では設計に当たって管理、使用するほうからの意見等とか、ご参考にされているかどうかをちょっとご確認したいと思います。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ありがとうございます。

さくらスポーツの職員につきましても検討の中に参加していただいております。今後の運用につきましてもいろいろな意見をいただきながら進めてまいっております。今後につきましても今年度いっぱい開館に向けた準備検討も始まりますので、そういったところにも当然参画していただき、よりよい利用方法を出していただきたいと思いますと考えております。

なお、こちら子供の遊び場を確保するというメニューの補助金を充てておりますので、地域の方々と交流というのも子供を中心で使っていただければと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 管理運営する側の意見もいろいろ聞いていらっしゃるということで、ありがとうございます。学校教育のほか社会教育、あとは生涯スポーツにもいろいろ使っていける、子供たちの、特に小学1年生ぐらいの体力ですか、そういったところが震災以降低下しているといったところもありますので、こういったところ活用していただくとともに、関係箇所と連携を密にしながら再度取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 先ほど説明ちょっと聞きましたが、財源なのですが、2分の1が国の補助ということで、あとの2分の1が県の子供遊び場何とかかんとかという補助金で、あとは足りない分は交付金で補うということですが、交付金も当然ここに、これにしか使えない交付金ではなくて、国から来る交付金はどこにでも使えますよね。それは、町の財源という捉え方でいいのでしょうか。

あと1点なのですが、維持管理費が年間3,500万円程度かかるということで、これに人件費入っているのかどうか、人件費を含むとまだまだ膨らむのかなと思うのですが、その辺ちょっと説明ください。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 1点目のご質問ですが、国から来る2分の1につきましてはこちらの施設限定で入ってくるものでございます。2点目の福島県から入ってくる屋内遊び場確保事業につきましてもこちらの子供の遊び場を確保するという名目ですので、こちらに充てるようになります。地方交付税交付金ですが、この事業の裏負担ということで、この事業に充てるべき部分を充当していくということとなっております。

続きまして、維持管理費の3,500万円につきましては、こちらにつきましては、現時点で決定はしてございませんが、先ほど来出ておりますさくらスポーツの人件費も含みで、一応今のところ4名ほどのスタッフを配置していただけるということで考えてございますが、こちらの人件費も含んだ額となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） そうすると、財源に関してはその2分の1のうちの県から入ってくる部分以外の交付金は町の財源という捉え方でいいですね。

あと、年間維持管理費が3,500万円ということで、さくらスポーツで4名ほど配置するということは、さくらスポーツがかなり人件費がプラスになるということですね。増員になるのでしょうか。

それ入って3,500万円で上がるのですか、維持管理費。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ありがとうございます。

今のところはあくまでも試算ではございますが、さくらスポーツの人件費が約2,200万円ほど、4名で計上しております。こちらには社会保険料等々含みでございます。それと、館の警備、あるいは維持管理のための清掃等管理委託業務として年間700万円程度、それから光熱水費で約450万円程度を試算してございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） はい、分かりました。

3,500万円で上がるということで、先ほど総務課長から財源的にはエコテックの交付金を使うということで、将来的には大丈夫だろうということなものですから、まず着工して、出来上がって、利用を開始した時点ではこういう数字で上がるのかなと思うのですが、施設古くなっていけばなっていくほどかかってしまいますので、その辺は十分検討しながらやっていっていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかに質疑ありますか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 1つ安全面でちょっとお尋ねしたいのですけれども、もし万が一この場所でけがとか何かした場合の対応というのは町ではどのようにお考えになっているのかちょっとお聞きしたいです。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ありがとうございます。

これから開館に向けて運営検討委員会も数重ねてまいります。その中でも当然今議員のご質問にあったような緊急事態対応というのが出てくるかと思えます。基本的には中のスタッフが向かいの診療所や医療センターに連絡する、あるいは救急車を呼ぶとか、そういったものになるとは思いますが、そちらの対応マニュアルも併せて検討に入れていきたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。

もしその場で万が一なのですけれども、町の手落ちで子供がけがしたといった場合の補償とか何かというのはきちんと、そのお金もかかる、保険とか何かもあるかとは思いますが、保険とか、そういうものというのは町としては考えていますか。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） そちらにつきましても今後検討委員会で十分調べて対応できるようにしてまいりたいと思います。入館時には緊急連絡先等、入館の際に保護者の方に記入していただいたり、

連絡体制につきましてもそういった形で落ち度のないようにやっていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 今ほどの施設利用の事故に対しての傷害保険であったりというところのご質問でございますが、基本的には町で保険を掛けると。従前、これまでのとおりいろんな施設に保険を掛けておりますが、そのような対応はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第36号 工事請負契約の締結について内容をご説明申し上げます。

今回上程いただきました工事請負契約は、J R夜ノ森駅東口待合室の新築工事であります。主財源としましては、電源立地地域対策交付金であります。

資料9ページ、議案第36号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の締結に係る工事請負契約書です。工事の番号・名称は、20—1303—15016号です。工事の名称は、J R夜ノ森駅東口待合室建築工事であります。工期は、着工を議会の議決を受けた日から3日を経過する日とし、完成を令和2年11月27日としております。工事請負代金は、消費税を含め6,259万円であります。請負者は、株式会社倉伸、代表取締役、遠藤寛和です。なお、10ページには本契約の特約条項を、11ページには入札状況調書を添付しております。

次に、同資料13ページ、議案第36号別紙資料2を御覧ください。本工事請負契約に係る工事の概要になります。資料右上、案内図及び配置図を御覧ください。工事の箇所は、JR夜ノ森駅の東口に面した広場で、本年3月に供用開始しました東西自由通路の東側の出入口に接続する部分であります。次に、資料左側、3、規模構造及び4、施設概要を御覧ください。今回の建築物は鉄骨造り平家建て、延べ床面積と建築面積は86.36平方メートルであり、室内の用途ごとの面積や部位ごとの使用については表のとおりであります。また、建物の外観及び間取りについては、資料右下、立面図及び平面図のとおりであります。次に、工事工程についてでございますが、資料左下、6、工事工期のとおり令和2年11月までの工期を設定しており、契約締結後請負者と協議し、安全を第一に工期内の完成を目指し工事を進めてまいりますので、議員の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 11時10分まで休議いたします。

休 議 （午前11時00分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

議案第36号の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

工事工程のことでお聞きします。今回の建物につきましては、トイレ等が多い建物になる場合、今の地域性なのかもしれませんが、一般的な建設関係の中でトイレ器具の導入とか設備を用意するに当たって新型コロナの関係でなかなか難しいと言われているのですが、そういうことも踏まえてこの日程は業者とお話しされているのか確認をさせていただきたい。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

今回、確かにコロナウイルス等の影響で便器等々がなかなか入りづらいということは承知の上でございます。ただし、今回の工程につきましては標準的な工程を入れておりますので、今後状況を踏まえながら工期も業者と調整しながら進めていきたいと思っております。今のところ調べたところでは取りあえず今回の工期があればどうにか便器は入るだろうというところまでは調べてあります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

何分この場所が夜ノ森駅ということで電車等もう動いておりますので、工期をできるだけ間に合うように、完成できるようにお願いしたいのですが、再度確認します。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 今夜ノ森は仮設トイレということでございますので、できるだけ前倒しとは言いながらという思いは私たちもあるところでございますが、業者と調整しながら工期内、なるべく短縮できるようには進めていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） この13ページの平面図、これを見させてもらったときに出口、入り口、これ正面と左側と2か所あるのかなと思うのですけれども、この2か所を捉えることができる防犯カメラ、こういったものがあればいいのかなと思うのです。やはりトイレですから、トイレトペッパーがなくなったり、トイレ内が汚されたり、落書きされたり、そういったことが発生した場合にやはりその防犯カメラがいい仕事をしてくれるのかなと思うので、多分これ無人駅になると思うので、そういったことは町できっちり管理すべきだと思うのですが、その辺の対策やられますか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） すみませんでした。資料に抜けておりましたが、こちらのトイレについては、自由通路同様にトイレ中は写らないのですけれども、この通路のところ、入り口、こちらをきっちり監視できる防犯カメラを設置する計画になっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかに。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） これを見ますと外構が一切ないようなのですが、現在の夜ノ森駅の東口を見ますと車が駐車場に停めるわけではなく、この駅広のところにはばばばとっといういろいろ停まることが多いのです。その中でこれが出来上がった状態で、その車を停める場所とか、あとは多目的の多機能のトイレがありますので、障がい者用のスペースの駐車場とか、近くに、そういうのまでは今回の計画には入っていないのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

今回あくまでもこの待合室ということでございまして、今後町道から延びていく通路、こちらの案内板の通路です。こちらを含めまして、次の工事という形で発注していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） そうしますと、これが出来上がって年度内ぐらいにはそれなりになるのか、それともいつ頃完成めどにあそこの東口が完成する予定なのでしょうか、駅のこれの前の辺が。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 年度内を目標には進めていきたいと思っております。今議員からありましたように舗装面とか、あとは通路の部分、その前の部分です。こちらに関しましては、今回の工事の資材置場等々にもなるかと思いましたので、今回そちら外しまして、工事の進捗を見て次の工事を発注、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかに質疑ありますか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） すみません。ちょっと1点お聞きしたいのですけれども、通路のこの床というのは障がい者対応というのはお考えになっているのですか。というか、障がい者対応の床というか、そういう部分もあるのでしょうか。ちょっとお聞きしたい。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

こちらの平面図を見ていただくと下にブルーのところですか、平面図の中でこちらが視線誘導のタイルを貼ってあります。あわせて、今後スロープへの誘導につきましてもこのような形の黄色いブロックですか、こういう形を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第37号 工事請負契約の変更について内容をご説明申し上げます。

今回上程いただきました工事請負変更契約は、令和元年7月23日に第4回富岡町議会臨時会で工事契約の議決をいただき、その後本年3月4日に第2回定例会で工事請負契約の変更の議決をいただいて進めておりました曲田都市計画街路4号線築造工事（3工区）その2に係る変更契約であります。変更内容としましては工期の延長であります。

資料15ページ、議案第37号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の変更に係る工事請負変更契約書です。工事の番号・名称は、第3-2-1号、曲田都市計画街路4号線築造工事（3工区）その2であります。請負者は、株式会社高葉建設です。本変更契約における条項につきましては、第1条で工事の完成期日を令和2年5月29日を令和2年6月30日に変更することを記載し、第2条においてはその他は原工事請負契約書に変更はないことを記載しております。

資料17ページ、議案第37号別紙資料2を御覧ください。変更内容としましては、資料右下に記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う非常事態宣言により、予定していた資材の納入に1か月程度の遅れが生じることから、この不足する日数相当を工期の延長として変更するものです。

今後とも安全を第一に工事を進めてまいりますので、議員の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了とします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議案第38号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の内容についてご説明をいたします。

今回の予算補正は、政府において新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が4月20日に閣議決定され、家計を直接支援するとの目的で国民1人当たり10万円の給付金を給付するとの特別定額給付金事業が市区町村事業として実施されることとなったこと、また本町における感染症対策に要する費用を確保するためにそれぞれ行うものでございまして、既定の予算より歳入歳出それぞれ13億5,667万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ198億3,662万1,000円とするものでございます。

初めに、歳入における予算補正の内容について申し上げます。3ページを御覧ください。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金12億8,190万円の増額は、特別定額給付金給付事業補助金として4月1日現在における住民登録数1万2,539人に10万円を乗じた12億5,390万円を計上するとともに、給付事務に要する費用と見込む額と同額の2,800万円を事務費補助金として計上したものでございます。

第18款繰入金、第2項基金繰入金7,477万7,000円の増額は、当面において見込む本町の新型コロナウイルス感染症対策に要する費用の財源といたしまして、財政調整基金から繰入れをするとともに、これまで行った感染症対策などのために予備費より充当した額と同額を予備費へ補填するための財源として財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、歳出における予算補正の内容について申し上げます。4ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費12億8,190万円の増額は、特別定額給付金12億5,390万円に加え、給付金給付のための電算システム構築委託料や申請受付業務などの業務委託料、また申請書印刷や送付に要する費用など2,800万円を計上することによるものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費7,000万円の増額は、本町の新型コロナウイルス感染症対策に要する当面の費用として医薬材料費や消耗品費、また通信運搬費などを計上することによるものであります。

第14款予備費、第1項予備費477万7,000円の増額は、これまで感染症対策などのために予備費より充当した額と同額を今後の緊急的事象に備えるため、補填計上することによるものであります。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。

特別定額給付金事業の中で今回補正予算上げていただいたところなのですけれども、こちらは早急

に実施していただきたいと思っところでございます。それに伴いまして、給付までの日程等、申請書の送付であったり、最短でいつ給付予定なのか、こちらをお伺いしたいのと、あとは町として独自の支援策等検討されているか。例えば他市町村で実施しております全町民に対して1万円給付やマスクの配布等、そういったものを検討されているのかお聞かせ願います。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） まず、前段でご質問いただきました特別定額給付金、これの事務の進め方というか、現在の状況ということでございます。まずは、基本的な事項になりますけれども、先ほど申し上げましたように住民登録のある皆様一人一人に1人当たり10万円という給付金給付でございます。この給付につきましては、基準日がございまして、令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている方を給付対象者としております。その者の属する世帯の世帯主を給付権者ということにするということになっておりますが、町においては住民基本台帳上の世帯、その世帯が様々なご事情で様々な分散居住されているという実態がありますので、町といたしましては避難情報、避難者として登録している世帯に向けて申請書を発送していきたいと。住民登録上の世帯ではなくて避難情報、避難登録いただいた世帯にということになります。でございますので、ちょっと分かりやすく申し上げますと、私の家族が例えば5人という住民登録上の世帯だとして、現実的には2人と3人、それぞれ分かれて住んでいるといった場合については2人と3人、2つの世帯に申請書をお送りするというようなやり方をしております。この申請書の送付につきましては、本日5月12日から順次発送ということを予定しております。返送の状況、それから最初、初期においては相当数の短期間に返信があると思っておりますので、返送状況、それから返送したものを整理して、審査するという作業も出てきます。その作業状況にもよりますけれども、早ければ5月25日から随時振り込んでまいりたいと思っところでございます。

それから、後段のご質問です。後段のご質問については、まずは国の定額給付金、この給付金を早急に皆様にお届けしたい、この事務をまずは進めるべきだろうと。様々お問いただしのところについては、この給付金をご活用いただきながら、まずは当面活用いただければと思っておりますが、その後町特別特定、町が町個別、独自の対応ということについては今後の感染拡大状況であったり、皆様の生活の状況であったりというところをしっかりと見定めながら国、県、それから近隣町村の対応状況も見極めて考えていきたいと思っところでございます。

マスクの話については、健康づくり課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご質問の中に町独自の支援策という中でマスクの配布というお言葉がございましたので、私からご説明をさせていただきたいと思っております。これまで町では備蓄をしている数がなかなかそろわなかったということで、町民の方へのマスクの配布は行っておりませんでした。一方でご要望が多かったというのも事実でございますので、これが実現できるように様々検討

を進めてきたところであります。このたびまとまった数のマスクの確保ができるということが見通せることになったことから、住民登録のある世帯宛てに1世帯当たり50枚1箱という単位でお配りしたいと考えております。こちらにつきましては今月中には1度目の発送が完了するという形で現在事業を進めておるところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。

マスクが配布されるということで、少し安心いたしました。これにつきまして給付事業といたしまして今回また他市町村でやられている現金の給付事業、こういったものもぜひ検討していただいて、避難されている方の中には本当に生活に困っている、全国に避難されていますので、そういった状況を見ていただいて、現金の給付等を検討していただければなと思っております。財源につきましても平成30年度末で財政調整基金68億円程度あるということで話を聞いております。そういった部分も活用しながら、ぜひそういったものも検討していただければなと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ありがとうございます。

繰り返しのお話になって恐縮でございますが、町独自の取組ということにつきましては、国の給付金のほかに町から何らかの直接給付必要ではないかというところも十分承知するところではあります。まずは現段階の給付金、1人当たり10万円という給付金を早急にお届けして、その後の状況をしっかりと見定めながら状況、それから状態、タイミングを逸することなく、給付金に限らず様々な支援ができるように対応していきたいと、引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかに質疑ありますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今回のこの特別給付金は個人の10万円ということで、これは早急にということで、大変理解できるのですが、町内で事業を営んでいるところは数少ない状態でやっていたというわけですけども、国は50%というくくりをつけておりまして、町内の業者というか店舗を含めて50%にならない状態のグレーゾーンのところが出てくるような感じがしているのですけれども、そういうところに関して町独自で業者に対しての支援をしていくという考えはある、今回は入っていないのですよね、この先あるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） お答えさせていただきます。

今言われましたとおり50%の減少というふうなことに関しては、国からの持続化給付金というふうな制度がございます。町独自でそういったものがあるかというふうなところでございますが、まず商工

会と連携させていただきまして、国、県等の既存の制度についてご案内をさせていただくところではございますが、事業者の状況なんかも把握させていただきまして、事業者の皆様のご意見を踏まえて支援策を検討していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） スケジュール的になのですが、状況を把握した上で6月の定例会もあるわけですけれども、6月の定例会にはそういう支援策の考えが上がってくるということでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（大森研一君） できる限り検討して、早めというふうな形にはなるのですが、今のところそこまでというふうなお約束はできないのですが、頑張っけて検討してまいります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 同じようなお答えになってしまっけて恐縮でございますが、まずはその町内事業者の方々の状況、状態というのをしっかりと把握するというのが大事だろうと思ひます。その上で産業振興課長補佐も申し上げましたが、商工会等々の連結、連携というところは大事になってくるのだらうと思ひますので、そのところをしっかりと意識して、協力をいただきながら状態、状況を把握していく。その状況、状態によって対応策を考えるというのが非常に素直なやり方だと思ひますので、6月補正に必要なのかどうかというところは現段階町内業者に対してはそこまでの状況にはないと把握しているようでございますが、今後どのような状態にあるかは定かでございますので、その状態、状況を把握するという作業をしっかりとしていくように指導したいと思ひます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 現状があっけて先に進むということは十分理解できるのですが、やはり今こういう富岡の人口少ない状態ではいろんな形で自分のお店だっけて、店舗だっけて、しかもその中でコロナウイルスにかからないようなことでいろんな自分たちで考えてやっけています。その中で当然売上げがかわらないところに関しては何の支援もすることはないと思ひますけれども、やはりそういう中で実際に売上げが下がっけてきたところに対して、町としては結果ではなくてきちっけて町内で営業してくる人たちにはこういう緊急事態があっけたときにはきちっけて支援をしますよというような形を示す上で、当然金額は概算出さないといけませんが、そういうことで商業とか、いろんなサービス業とかやっけている人たちに対して今後ともこれから何があっけてもいくよという形を見せていくのは今後の町の人口増に向けて必要なことなのかなと思ひますけれども、そういう観点で考えていただければなと思ひますけれども。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 理解をいたしました。理解はいたしました。しかしながらというところもでございます。やっぱり状況、状態についてはしっかりと把握するということが大事だと思っております。その上で既存の支援策というものも様々ございますので、新型コロナ云々というよりは既存の支援策、商工業者に対しましての支援策というものも制度上持っているというところでございますので、それを運用の中でどういうふうに活用できるかというところについては早急に検討したいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） ご指摘の点、十分理解します。ただ、これらについては町内の商工業者に全て売上げが下がっていないところというわけにはいきませんので、これらについては現状の把握というものが一番大事だと思いますし、そして今国、県等でこれらに対する支援策が出ております。これダブるようなことも考えられますが、まずは国、県の支援策を利用していただいて、そして限りある財源の中から町も支援を検討していきたいと考えますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程の追加

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

本日臨時議会の開会前に議会運営委員会を開催し、定例会及び各委員会の招集時間についてご審議いただきましたので、ここで委員会報告を日程に追加し、追加日程第1として委員会報告をいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員会報告を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決しました。
暫時休議します。

休 議 (午前11時44分)

再 開 (午前11時45分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

○委員会報告

○議長(高橋 実君) それでは、追加日程第1、委員会報告を行います。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

[議会運営委員会委員長(遠藤一善君)登壇]

○議会運営委員会委員長(遠藤一善君) 報告第16号、令和2年5月12日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。(1)定例会及び各委員会の招集時間の変更について、(2)その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和2年5月12日午前9時15分、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者なし、職務出席者、議長、議会事務局長。

3、審査の結果。(1)定例会及び各委員会の招集時間の変更について、定例会及び各委員会の招集時間の変更について別紙資料のとおり変更することに決し、議長に答申した。(2)その他。

次のページに別紙資料がついておりますので、ご一読ください。

以上です。

○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○閉会の宣告

○議長(高橋 実君) 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。

これにて令和2年第4回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 (午前11時47分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 佐 藤 啓 憲

議 員 渡 辺 正 道